

行政文書一部公開決定通知書

2 観名保第 162 号  
令和 3 年 1 月 14 日

名古屋市民オンブズマン  
代表 新海 聡 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



令和2年12月3日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので通知します。

行政文書  
の  
名  
称

- 1-1 復命書 (令和2年9月18日分)
- 1-2 名古屋城天守閣整備事業におけるバリアフリー整備の検討状況報告 (R2.9.18文化庁への報告)
- 1-3 西之丸の五番蔵周辺調査の進め方について
- 2 復命書 (令和2年10月1日分)
- 3-1 復命書 (令和2年11月4日分)
- 3-2 名古屋城展示収蔵施設外構工事地下遺構き損部分の修復について
- 3-3 特別史跡名古屋城跡天守閣整備事業基本構想 (案) (令和2年10月時点案)、同概要版 (案) (令和2年11月4日時点案)
- 3-4 名古屋城金シャチ特別展覧 (仮称) について (令和2年10月22日第34回特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議資料)
- 4-1 復命書 (令和2年11月10日分)
- 4-2 重要文化財旧本丸御殿障壁画 保存修理計画の時点修正について
- 5-1 復命書 (令和2年11月10日分)
- 5-2 重要文化財名古屋城表二の門附属土塀の整備について
- 5-3 特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議 石垣・埋蔵文化財部会 (第37回) 配布資料
- 5-4 特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議 石垣・埋蔵文化財部会 (第38回) 配布資料
- 5-5 名古屋城本丸搦手馬出石垣修復について
- 6-1 復命書 (令和2年11月24日分)
- 6-2 西之丸展示収蔵施設の外構整備について
- 6-3 木造天守基礎構造の検討について (令和2年9月25日第33回特別

	史跡名古屋城跡全体整備検討会議資料) 6-4 天守基礎構造検討の考え方について (令和2年10月22日第34回特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議資料)	
行政文書の公開の日時及び場所	日 時	令和 3 年 / 月 / 5 日 午前 時 午後
	場 所	市民情報センター (市役所西庁舎 1 階)
行政文書の公開の方法	1 閲覧      ② 写しの交付      3 視聴	
行政文書の一部を公開しない理由	<p>           1-2、3-3については、名古屋市情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第1項第4号に該当するため一部を非公開とします。            また、1-2、5-3については、条例第7条第1項第5号に該当するため一部を非公開とします。         </p> <p> <b>&lt;1-2に関する部分&gt;</b>            (第4号関係)            非公開情報は、名古屋城天守閣木造復元事業についての市の機関内部における検討に関する情報が記載されており、当該事業はいまだ実施途上であり、現時点では中間的な検討段階にとどまるものです。            当該情報について公開されることが前提となると、当該議論・検討の意見交換に加わる者が、いわれなき非難を避けようとしたり、各々の立場等に拘束されたりすることで、多様かつ自由な意見が現れなくなり、円滑な議論・検討が損なわれるおそれがあります。            したがって、当該情報は、市の機関内部における検討に関する情報であって、公にすることにより、市の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため、非公開とします。         </p> <p>           (第5号関係)            非公開箇所は、名古屋城天守閣木造復元事業のうち、本市が検討している公募する昇降技術のイメージに関する情報が記載されています。            公にすることにより、今後の昇降技術の公募に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、非公開とします。         </p> <p> <b>&lt;3-3に関する部分&gt;</b>            (第4号関係)            非公開情報は、名古屋城天守閣木造復元事業についての市の機関内部における検討に関する情報が記載されており、当該事業はいまだ実施途上であり、現時点では中間的な検討段階にとどまるものです。            当該情報について公開されることが前提となると、当該議論・検討の意見交換に加わる者が、いわれなき非難を避けようとしたり、各々の立場等に拘束されたりすることで、多様かつ自由な意見が現れなくなり、円滑な議論・検討が損なわれるおそれがあります。            したがって、当該情報は、市の機関内部における検討に関する情報で         </p>	

	<p>あって、公にすることにより、市の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため、非公開とします。</p> <p><b>&lt;5-5に関する部分&gt;</b>  (第5号関係)</p> <p>非公開箇所は、名古屋城本丸搦手馬出石垣修復に関する各年度の費用や工事に係る具体的な数量単価に関する情報であって、当該情報が記載されています。</p> <p>公にすることにより、契約金額が不当に吊り上げられる等の入札事務が適正に行われず、競争性のある適正な事務ができないといった市の財産上の利益を不当に害するおそれがあるため、非公開とします。</p>
備 考	<p>&lt;決定を行った所管課・公所&gt;  観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備室  TEL 052-231-2488</p> <p>※市長及び特別秘書に係る請求部分に関しては、別途市長室秘書課及び市長特別秘書から決定処分がされます。また、名古屋城総合事務所職員が令和2年9月8日に文化庁を訪問した際の復命書、持参資料については、別途名古屋城総合事務所管理活用課から決定処分がされます。</p>

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。